

2017年3月21日
一般社団法人 日本塗料工業会
常務理事 中村 英朗

酸化チタンに関するリスク評価の件

労働基準局から昨年末に各社・団体へ、酸化チタンに関して「リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」の通知がありました。この通知によって、直ちに法規制が実施されることはありません。(日塗工が厚生労働省に確認済み)

厚生労働省の「化学物質のリスク評価検討会」において、酸化チタンが有害化学物質(リスクアセスメント対象640物質)であり、且つばく露評価結果において一部の作業場で一定の基準を超えるばく露量が確認されたことにより、今回の通知が発行されました。この類いの通知は、他物質においても定期的に発行されています。

今後の予定は、厚生労働省主催「酸化チタンに関する本件検討会」において、酸化チタンを取り扱う業界団体からヒヤリング等を実施して、実態を調査することから始められます。まずは、使用実態に関するアンケートが実施される予定です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

繰り返しますが、直ちに法規制が実施されることはありません。(例えば、2、3ヶ月で特化則等の適用はありません)

酸化チタンを取り扱う場合は、リスクアセスメントの実施、周知を確実に実施し、リスクの低減に取り組んで頂きたいです。

尚、今後の法改正の動向等については理事会等で報告していく予定です。

・通知

平成28年12月20日付け基安発1220第2号

「リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」

・報告書

「平成28年度化学物質のリスク評価検討会報告書」 下記URL

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000145756.html>

酸化チタンのほか、2-ブロモプロパン、ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテルが挙げられた。

お問合せ先

一般社団法人日本塗料工業会

製品安全部 渡辺 健児

〒150-0013 渋谷区恵比寿3丁目12番8号

TEL: 03-3443-2011/FAX: 03-3443-3599

e-mail: watanabe@toryo.or.jp

以上